

## 工 事 依 頼 ・ 注 文 書

有限会社リベラル住建 行

F A X 番 号 : 046- 874- 5337

1、工 事 名 称 : \_\_\_\_\_

2、現 場 住 所 : \_\_\_\_\_

3、工 事 予 定 期 間                      年    月    日 より                      年    月    日 まで ( 予 定 )

4、工 事 金 額 ( 税 込 )                      金    円 ( 税 込 )

取引に係る消費税(7.8%)と地方消費税(2.2%)を頂きます。ただし、工事引渡時の消費税率が変更された場合には、変更後の消費税率に基づいて算出される消費税額を頂きますのでご了承下さい。

5、支 払 方 法

契約金として	年    月    日まで	金	円 ( 税 込 )
着工金として	年    月    日まで	金	円 ( 税 込 )
中間金 として	年    月    日まで	金	円 ( 税 込 )
中間金 として	年    月    日まで	金	円 ( 税 込 )
中間金 として	年    月    日まで	金	円 ( 税 込 )
完工金として	工事完成引渡から1週間以内	金	円 ( 税 込 )
	リフォームローン融資時	金	円 ( 税 込 )

注文者が銀行振込により請負者に工事代金を支払った場合、注文者からの申し出がない限り、請負者は領収書を発行しないものとする。

6、備 考 其 他 確 認

年    月    日付の見積書 ( 見積                      ) による

別紙の「住宅リフォーム工事契約約款」「工事前重要事項説明書」を確認の上、本書面をもって注文します。なお、請負者から「工事請書」の提出をもって契約が成立するものとします。

注文日：            年    月    日

注文者住所：

注文者氏名：

印

## 住宅リフォーム工事請負契約約款

**(総則)**

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、この約款に基づき、各々誠実にこの契約を履行する。

**(権利・義務などの譲渡の禁止)**

第2条 注文者および請負者は、相手方からの書面（電子メール等含む）による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡することまたは継承させることはできない。

2 注文者および請負者は、相手方からの書面（電子メール等含む）による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済の工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

**(完了確認・代金支払い)**

第3条 工事を終了したときは、注文者と請負者は可能な限り両者立会いのもと契約の目的物を確認し、注文者は工事請負契約書または工事注文書・請書記載の期日までに請負代金の支払いを完了する。

**(支給材料、貸与品)**

第4条 注文者からの支給材料または貸与品がある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者の協議の上、決定する。

2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後速やかに検収するものとし、不良品については注文者に対し交換を求めることができる。

3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

**(第三者への損害および第三者との紛議)**

第5条 施工により、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

2 前項に要した費用は、請負者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、請負者の負担とし、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。なお、双方の責に帰すべき事由による場合は協議により負担を定めるものとする。

**(不可抗力による損害)**

第6条 天災その他自然的または人為的な事象であって、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由（以下「不可抗力」という）によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器（有償支給材料を含む）または工所用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なもの、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

3 火災保険・建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

**(契約に適合しない場合の担保責任)**

第7条 引き渡された目的物が契約の内容に適合しないものがある場合、注文者は請負者に対し、当該目的物の修補を請求をすることができる。なお、修補請求は当該目的物の引き渡しを受けてから1か月以内に行なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、請負者が別段の保証書等を発行している場合には、当該保証書等の定めによるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第4条に基づく注文者からの支給材料または貸与品ならびに注文者の指図が原因で目的物の不適合が発生した場合には請負者は責任を負わないものとする。

**(打ち合わせに基づく施工が不可能もしくは不適切な場合)**

第8条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打ち合わせに基づく施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工期、請負代金を変更する必要がある場合は、注文者と請負者が第9条に基づいて協議してこれを定める。

**（工事および工期の変更）**

第9条 注文者は、必要がある場合には工事の追加、変更を申し入れすることができる。

2 前項の追加・変更工事の内容は、注文者と請負者の合意により決める。

3 前項の合意により定められた追加・変更工事により、追加工事代金が発生した場合や請負者に損害を及ぼした場合は、請負者は注文者に対してその支払いまたは賠償を求めることができる。

4 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示して、追加工事代金および工期の延長を求めることができる。追加工事代金および延長日数は、追加工事代金および工期の延長を求める理由に応じて、注文者と請負者が協議して決める。

**（注文者の中止権・解除権）**

第10条 注文者は、必要がある場合には、書面（電子メール等含む）をもって工事を中止し、またはこの契約を解除することができる。これにより請負者に発生した損害を注文者が賠償する義務を負う。

2 注文者は請負者が正当な理由なく工事をしない場合、相当期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催告し、その期間内に履行がない場合はこの契約を解除することができる。ただし、期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。

3 次の各号の一にあたるときは、注文者は、書面（電子メール等含む）をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。この場合、注文者は、発生した損害を請負者に請求することができる。ただし、その原因が注文者にある場合にはこの限りではない。

一 請負者が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着工しないとき。

二 正当な理由なく工事が工程表より著しく遅れ、工期内または期限後相当期間内に、請負者が工事を完成する見込がないと認められるとき。

三 請負者が強制執行を受け、資金不足による手形・小切手の不渡りを出し、破産・会社更生・会社整理・特別清算の申し立てをし、もしくは受け、または民事再生の申し立てをするなど、請負者が工事を続行できないおそれがあると認められるとき。

四 請負者が第11条1項（注文者の責による工事の中止権）の各号の一に規定する理由がないのに、この契約の解除を申し出たとき。

五 その他、請負者がこの契約に違反し、そのため契約の目的が達成できなくなったと認められるとき。

**（請負者の中止権・解除権）**

第11条 注文者が、次の各号の一にあたる義務違反をしたとき、請負者が相当の期間を定めて書面（電子メール等含む）をもって催告してもなお注文者がこれを是正しない場合は、請負者は、工事を中止し、またはこの契約を解除することができる。

一 正当な理由なく前払または部分払を遅滞したとき。

二 正当な理由なく第6条第2項、第8条第1項、第2項および第9条第4項による協議に応じないとき。

三 工事用地等を請負者の使用に供することができないため、または不可抗力などのため請負者が施工できないとき。

四 前各号のほか、注文者の責に帰すべき理由により工事が著しく遅延したとき。

2 請負者は、前項に基づく工事の遅延または中止期間が、当初の工期の3分の1以上になったとき、または2か月以上になったときは書面（電子メール等含む）をもってこの契約を解除することができる。

3 注文者が、正当な理由なく前払いまたは部分払いを拒否する意思を明確に表示したときは、請負者は書面（電子メール等含む）をもって工事を将来に向かって中止し、またはこの契約を解除することができる。

4 前各項の場合、請負者は注文者に損害の賠償を請求することができる。

**（解除に伴う措置）**

第12条 前2条により、注文者または請負者がこの契約を解除したときは、出来形部分および工事材料・建築設備機器等の処理を含めて、注文者と請負者が協議した上で、注文者は請負者に対して出来形部分の未払い分を支払い、過払いがあるときは、請負者は過払い額について注文者に支払う。

2 前項の協議の際には、当事者に属する物件について、その期間を定めてその引取り、後片付け等の処置方法を検討して実行する。

3 第1項の協議が調わない場合および前項の処置が遅れている場合、一方が催告しても他方が正当な理由なくこの処置を行わないときは、自らその処置を実施し、その費用を求償することができる。

**（遅延損害金）**

第13条 請負者の責に帰する事由により契約期間内に契約の工事が完了できないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

2 注文者が請負代金の支払を完了しないときは、請負者は遅滞日数の1日につき支払遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

**（個人情報の取扱い）**

第14条 注文者は、この契約が請負者の総合的な監督の下、注文者の個人情報（ただし、要配慮個人情報を除く）の一部が、請負者の指定する施工業者、資材メーカー等の第三者に、この契約の履行および工事完了後のアフターメンテナンス等において必要な範囲内に限り利用されることを承諾するものとする。

**（反社会的勢力からの排除）**

第15条 注文者と請負者は、相手方に次の各号の一にあたる時は、何らの催告をなくして書面（電子メール等含む）をもってこの契約を解除することができる。

一 役員等（当事者が個人である場合にはその者を、当事者が法人である場合にはその役員、またはその支店、もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 この場合、解除した者は相手方に対して損害の賠償を請求することができ、解除された者は損害の賠償を請求することができない。

**（紛争の解決）**

第16条 この契約について、紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審管轄裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

**（補則）**

第17条 この契約書および約款に定めのない事項については、必要に応じ注文者と請負者が誠意をもって協議して定める。

## 特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

(注)「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合：訪問販売、電話勧誘販売による取引

## 契約の解除（クーリングオフ）を行おうとする場合

「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合(注)で、クーリングオフを行おうとする場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は書面をもって工事請負契約（工事注文）の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の書面を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

ア) お客様（注文者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でのお申し込みまたはご契約を行った場合等

イ) 壁紙などの消耗品を使用（最小包装単位）または、3,000円未満の現金取引

上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

## 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合

請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

契約の解除があった場合に、既に商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は請負者の負担とします。

契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、速やかにその全額を無利息にて返還いたします。

役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払いを請求することはありません。

通常必要とされる量を著しく超える商品などの契約を結んだ場合は、契約後一年間は契約の解除が可能になる場合があります。

クーリングオフにおける書面、文書は特定商取引法の解釈上、電子メール等ではなく、紙媒体の書面等に拠るものでなければなりませんとされています。

# 工 事 前 重 要 事 項 説 明 書

今回のリフォーム工事に関係する以下のチェック箇所についてご説明させていただきます。  
ご理解いただきましたら最後にご署名をお願いいたします。

## 【近隣について】

近隣の皆様には、工事前にご挨拶させていただきます。ご不在の方には、工事のご案内文をポストに投函させていただきます。特に注意が必要なことがありましたら、事前にお知らせ願います。

## 【養生について】

搬入経路・資材置き場、その他汚れては困る箇所にビニールシートなどで養生をし、傷や埃の飛散がないように努めます。しかし作業の進行上、完全に防止することができない場合がございます。大切な家財道具や装飾品など特に注意が必要な物がございましたら事前にお知らせ願います。また、移動が可能な物はご協力お願いいたします。

## 【工事日程について】

工程表に基づいて工事を行いますが、天候や作業上の予期せぬ事態、商品・資材の仕様変更等により、予定工期や工事期間が遅れる場合がございます。大幅に予定が変更になる場合は、改めて工程表を提出いたします。

## 【追加工事について】

目視および図面を参考に不具合を予測した見積書を作成しておりますが、作業中に新たな不具合や改善点を発見することが稀にあります。不具合を発見した場合、弊社としてはそのまま黙って工事を進行することは出来ませんので、お客様に速やかにご報告いたします。

なお、追加で費用が発生する工事については、事前に金額をお伝えし、お客様が望まれた場合のみ工事を進めて参ります。

## 【商品・資材等の発注について】

綿密な打ち合わせを経て、商品・資材などを発注いたしますが、発注後にキャンセルできない商品、またはキャンセル料金が発生する商品などもございます。改めて商品等の仕様および工事内容のご確認をお願いいたします。

## 【雨漏り補修について】

雨漏りを引き起こす雨水の浸入経路が複数あると考えられる場合、そのすべてを特定するためには重々の時間と労力がかかります。また部分的な補修では、雨漏りを確実に止める保証は出来かねます。あらかじめご了承くださいませ。

## 【臭気について】

F            の製品や自然素材の製品を使用した場合でも、臭気を完全に防ぐことはできかねます。

### 【内装工事について】

壁紙（ビニールクロスなど）は既存下地の状況により、不陸（凹凸）が表面に浮き出る可能性があります。材料をお選びの際は、リフォーム工事に適したやわらかく厚みのある素材をお勧めいたします。

### 【床工事について】

既存下地を利用し、フロア材の張替えや重ね張りをする場合、床鳴りや床の傾きが発生する場合があります。

無垢の床材は性質上、床鳴り・反り・隙間・木目や色の違いが生じる可能性があります。

床材は、同じ商品でも製造ラインや製造日により多少色味が異なる場合があります。

### 【結露・断熱・防音工事について】

断熱・防音工事は、人間の五感に大きく左右されるため、効果を実感しにくい場合があります。

結露対策の工事を行った場合でも室内環境などにより完全に結露を防ぐことはできません。

### 【屋根工事について】

瓦やスレート葺きの状態から金属性の屋根に葺き替えた場合、雨音が大きく聞こえる可能性があります。

### 【外部塗装工事について】

工事後の仕上がりの色は、塗料のサンプル板と比べると若干明るく見えたり、日当たりや天候によっても多少色の見え方が変わります。その点、ご理解いただいた上で仕上がりのお色をお選びいただきますようお願いいたします。

サイディングの目地コーキングに保護の目的で塗装する場合、コーキングと塗料の収縮率の違いにより塗膜にヒビ割れが発生する場合があります。性質上、避けられない現象ですのでご理解をお願いいたします。

下地面（旧塗膜）の状態が悪い場合、施工後に塗膜が剥がれたり、膨れたりする場合がございます。原因が旧塗膜と下地との密着不良によるものについては、保証対象外となりますことご理解をお願いいたします。

ブロック塀の塗装は、施工後に塗膜が剥がれたり、膨れたりする場合がございます。地面からの水分の吸い込みなど、構造に起因する場合は、保証対象外となりますことご理解をお願いいたします。

モニエル瓦の塗装は、スラリー層を完全に除去することができないため、塗料が剥がれる可能性があります。保証対象外となる場合は、事前にご説明いたします。

最終の仕上がり確認については、安全面上、原則、職人または担当者にて実施いたします。

万が一、施工箇所でお気になる点がございましたら、足場の解体前にお申し出をお願いいたします。

### 【防水工事について】

防水工事の後は、撥水性が増すため表面に小さな水たまりが残る場合があります。これは、通常の仕上がりですのでご安心下さい。

【連絡について】

ご満足いただける工事を行うためにはお客様との意思の疎通が必要不可欠です。工事中に気になるところがありましたら、その都度遠慮なくご連絡くださいませ。可能な限り対応させていただきます。

【その他】

【工事の打合せ状況の確認】

(共通事項)

見積書や提出資料により工事箇所・工事仕様の説明を受けましたか？

工事時期・支払時期・支払方法の説明を受けましたか？

工事によってもたらされるデメリット（工事中の生活に及ぼす支障や工事後に予測できる支障）について説明を受けましたか？

保証の有無、年数、内容などについて資料を基に説明を受けましたか？

(外部塗装工事について)

外壁塗装工事の場合、塗らない箇所について説明を受けましたか？

塗り残し防止方法（工程ごとの色変えや写真提出など）について説明を受けましたか？

屋根・外壁塗装の色についてサンプルを基に色や質感を確認しましたか？

(室内リフォーム工事について)

住宅設備機器（キッチン・バス等）はショールームで確認を行いましたか？

もしくは、ショールームでの確認が必要ないことを伝えましたか？

壁紙や床材などの建材はサンプルで色や質感を確認しましたか？

上記チェック箇所の説明を受けた上で、内容に同意します。

年 月 日

(注文者名) \_\_\_\_\_

## 工事請書

様

印紙貼付欄

1、工事名称：

2、現場住所：

3、工事予定期間 年 月 日より 年 月 日まで（予定）

4、工事金額（税込） 金 円（税込）

取引に係る消費税(7.8%)と地方消費税(2.2%)を頂きます。ただし、工事引渡時の消費税率が変更された場合には、変更後の消費税率に基づいて算出される消費税額を頂きますのでご了承下さい。

5、支払方法

契約金として	年 月 日まで	金	円（税込）
着工金として	年 月 日まで	金	円（税込）
中間金として	年 月 日まで	金	円（税込）
中間金として	年 月 日まで	金	円（税込）
中間金として	年 月 日まで	金	円（税込）
完工金として	工事完成引渡から1週間以内	金	円（税込）
	リフォームローン融資時	金	円（税込）

注文者が銀行振込により請負者に工事代金を支払った場合、注文者からの申し出がない限り、請負者は領収書を発行しないものとする。

6、備考その他確認

年 月 日付の見積書（見積 ）による

本書面のとおり、住宅リフォーム工事をお請け致します。なお、本書面の提出をもって契約が成立するものとします。

請負日： 年 月 日

請負者住所： 神奈川県横須賀市根岸町4- 20- 10

請負者名称： 有限会社リベラル住建

印

代表者氏名： 齊藤伸之

担当者氏名：

電話番号： 046- 874- 5117

F A X 番号： 046- 874- 5337